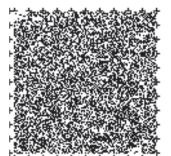
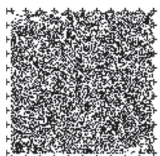


第 1 章

計画の概要





第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

(1) 高齢者をめぐる現状

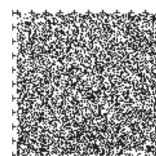
我が国では、平成12年度に介護^{#5}保険制度がスタートしてから24年が経過しました。この間、社会の状況や生活環境は大きな変化を続けています。第9期計画期間中には、いわゆる団塊の世代^{#61}が全員75歳以上となる令和7（2025）年を迎え、また、高齢者人口がピークを迎える令和22（2040）年を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれています。

本市においても、人口減少局面を迎えています。一方で65歳以上の高齢者人口は増加を続け、65歳以上の高齢者の割合（以下「高齢化率^{#43}」という。）は、平成30（2018）年には29.8%だったものが令和5（2023）年には31.1%と上昇し、3人に1人が高齢者となる時代が続き、今後も上昇し続けることが見込まれます。

とりわけ、今後の将来人口推計においては、令和5（2023）年の後期高齢者^{#41}（75歳以上）25,913人及び前期高齢者^{#58}（65～74歳）21,871人が、令和8（2026）年には後期高齢者30,793人及び前期高齢者19,244人となり、後期高齢者が増加していきます。

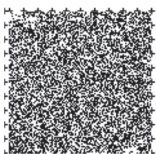
また、日々の生活を健康に過ごし、子どもから大人まで、障がいのある人もない人も、スポーツや文化活動を通じて人間力の向上を図り、これを人づくり、まちづくりにつなげていこうと、令和5年4月1日に行った健康スポーツ文化都市宣言を踏まえ、本計画においても、健康スポーツ文化都市宣言の目指す、「夢のある住みよいまち」、「元気で明るい家庭を築けるまち」という視点のもと、高齢者福祉施策及び介護保険施策を推進する必要があります。

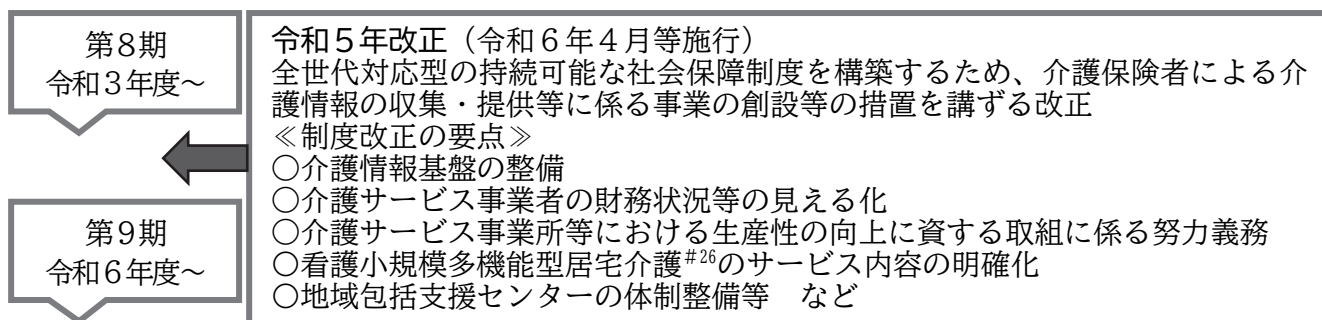
以上のような我が国と本市の置かれた状況を背景に、高齢者が住み慣れた地域で穏やかに、生き生き暮らせるように、地域全体で支え合い、社会参加や健康づくりを通じて高齢者が生きがいを持てる環境や仕組みを目指す「地域包括ケアシステム」の深化・推進と介護保険制度の持続的な運営に取り組むことが重要となります。



(2) 介護保険制度改正の経緯

第1期 平成12年度～	平成12年4月 介護保険法施行
第2期 平成15年度～	平成17年改正（平成18年4月施行） ○介護予防 ^{#17} の重視（要支援者への給付を介護予防給付に。介護予防ケアマネジメント ^{#37} は地域包括支援センター ^{#70} が実施。介護予防事業 ^{#19} 、包括的支援事業 ^{#104} などの地域支援事業 ^{#67} の実施） ○施設給付の見直し（食費・居住費を保険給付 ^{#111} の対象外に。所得の低い方への補足給付） ○地域密着型サービス ^{#72} の創設、介護サービス情報の公表、負担能力にきめ細かく反映した第1号保険料 ^{#114} の設定 など
第3期 平成18年度～	平成20年改正（平成21年5月施行） ○介護サービス事業者の法令遵守等の業務管理体制の整備 休止・廃止の事前届出制。休止・廃止時のサービス確保の義務化 など
第4期 平成21年度～	平成23年改正（平成24年4月施行） ○地域包括ケアの推進。24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ^{#77} や複合型サービスの創設。介護予防・日常生活支援総合事業 ^{#21} の創設。介護療養病床の廃止期限の猶予 ○介護職員による痰の吸引等。有料老人ホーム ^{#119} 等における前払金の返還に関する利用者保護 ○介護保険事業計画と医療サービス、住まいに関する計画と調和。各都道府県の財政安定化基金の取崩し など
第5期 平成24年度～	平成26年改正（平成27年4月施行） ○持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステム ^{#68} を構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、医療法、介護保険法等の関係法律についての所要の整備 ○平成26年6月地域医療・介護総合確保推進法成立
第6期 平成27年度～	平成29年改正（平成30年4月等施行） ○地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた保険者 ^{#113} 機能の強化（自立支援・重度化防止等の取組内容と目標の記載、財政的インセンティブの付与等） ○新たな介護保険施設（介護医療院）の創設 ○地域共生社会 ^{#64} の実現に向けた共生型サービス ^{#30} の創設 ○家族介護者の負担軽減、介護離職者の抑制 ○介護人材の確保、サービス供給の拡大 ○軽度認定者の利用可能サービスを再検討 など
第7期 平成30年度～	令和2年改正（令和3年4月等施行） ○地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 ○地域の特性に応じた認知症 ^{#86} 施策や介護サービス提供体制の整備等の推進 ○医療・介護のデータ基盤の整備推進 ○介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 など





（3）第9期事業計画における介護保険制度の主な改正ポイント

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、出産育児一時金に係る後期高齢者医療制度からの支援金の導入、後期高齢者医療制度における後期高齢者負担率の見直し、前期財政調整制度の導入、医療費適正化計画の実効性の確保のための見直し、かかりつけ医機能が発揮される制度整備、介護保険者による介護情報の収集・提供等に係る事業の創設等の措置を講ずる「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和5年5月19日公布）が成立しました。

介護保険関係の主な内容

① 介護情報基盤の整備

介護保険者が被保険者^{#99}等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を医療保険者と一体的に実施

- 被保険者、介護事業者その他の関係者が当該被保険者に係る介護情報等を共有・活用することを促進する事業を介護保険者である市町村の地域支援事業として位置付け
- 市町村は、当該事業について、医療保険者等と共同して国保連・支払基金に委託できることとする。

② 介護サービス事業者の財務状況等の見える化

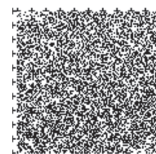
介護サービス事業所等の詳細な財務状況等を把握して政策立案に活用するため、事業者の事務負担にも配慮しつつ、財務状況を分析できる体制を整備

- 各事業所・施設に対して詳細な財務状況（損益計算書等の情報）の報告を義務付け
- 国が、当該情報を収集・整理し、分析した情報を公表

③ 介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務

介護現場における生産性の向上に関して、都道府県を中心に一層取組を推進

- 都道府県に対し、介護サービス事業所・施設の生産性の向上に資する取組が促進されるよう努める旨の規定を新設など



④ 看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化

看護小規模多機能型居宅介護について、サービス内容の明確化等を通じて、更なる普及を進める。

- 看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容について、サービス拠点での「通い」「泊まり」における看護^{#25}サービス（療養上の世話又は必要な診療の補助）が含まれる旨を明確化など

⑤ 地域包括支援センターの体制整備等

地域の拠点である地域包括支援センターが地域住民への支援をより適切に行うための体制を整備

- 要支援者に行う介護予防支援^{#18}について、居宅介護支援事業所^{#32}（ケアマネ事業所）も市町村からの指定を受けて実施可能とするなど

（４）第９期介護保険事業計画に関する基本指針について

基本指針とは

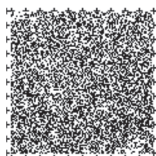
介護保険法において、厚生労働大臣は、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）を定めることとされています。

また、都道府県及び市町村は、基本指針に即して、３年を１期とする都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画^{#15}を定めることとされており、基本指針は計画作成上のガイドラインの役割を果たしています。

第９期計画において記載を充実する事項

① 介護サービス基盤の計画的な整備

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所の在り方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性
- 医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化
- サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス基盤の整備の在り方を議論することの重要性
- 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性
- 居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護^{#52}、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及



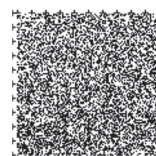
- 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション^{#109}等や介護老人保健施設^{#24}による在宅療養支援の充実

② 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- 総合事業の充実化について、第9期計画に集中的に取り組む重要性
- 地域リハビリテーション支援体制の構築の推進
- 認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者^{#11}支援の取組
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等
- 重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進
- 認知症施策推進大綱^{#89}の中間評価を踏まえた施策の推進
- 高齢者虐待^{#44}防止の一層の推進
- 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進
- 地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性
- 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤を整備
- 地域包括ケアシステムの構築状況を点検し、結果を第9期計画に反映。国の支援として点検ツールを提供
- 保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための評価指標等の見直しを踏まえた取組の充実
- 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化、介護給付^{#7}費の不合理な地域差の改善と給付適正化の一体的な推進

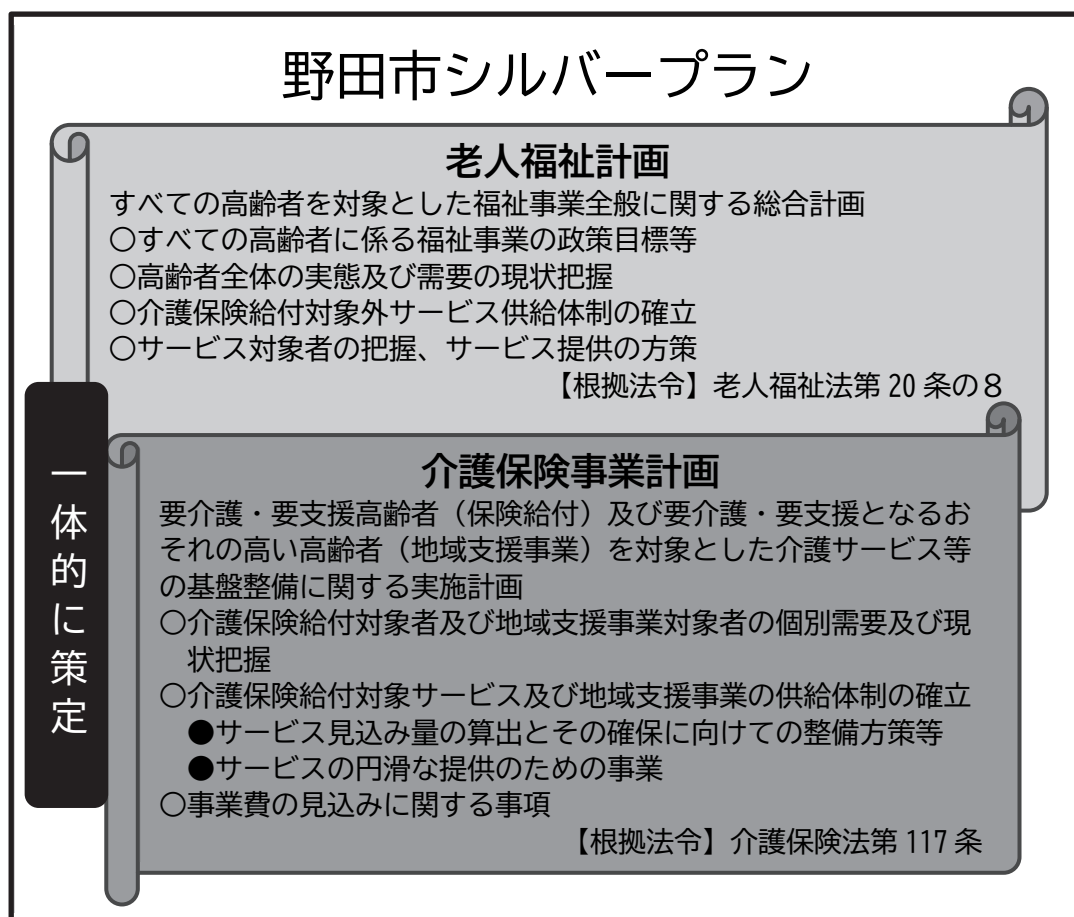
③ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

- ケアマネジメントの質の向上及び人材確保
- ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進
- 外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備
- 介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性
- 介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、人材や資源を有効に活用
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組（標準様式例の使用の基本原則化、「電子申請・届出システム」利用の原則化）
- 財務状況等の見える化
- 介護認定審査会^{#13}の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組の推進



2 計画の法的位置付け

○本計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する「市町村老人福祉計画^{#128}」及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に規定する「市町村介護保険事業計画」を、一体として策定することが義務付けられているため、野田市では、「野田市シルバープラン」として策定しています。



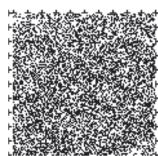
老人福祉法

（市町村老人福祉計画）

第20条の8 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

8 市町村老人福祉計画は、社会福祉法第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。



介護保険法

(市町村介護保険事業計画)

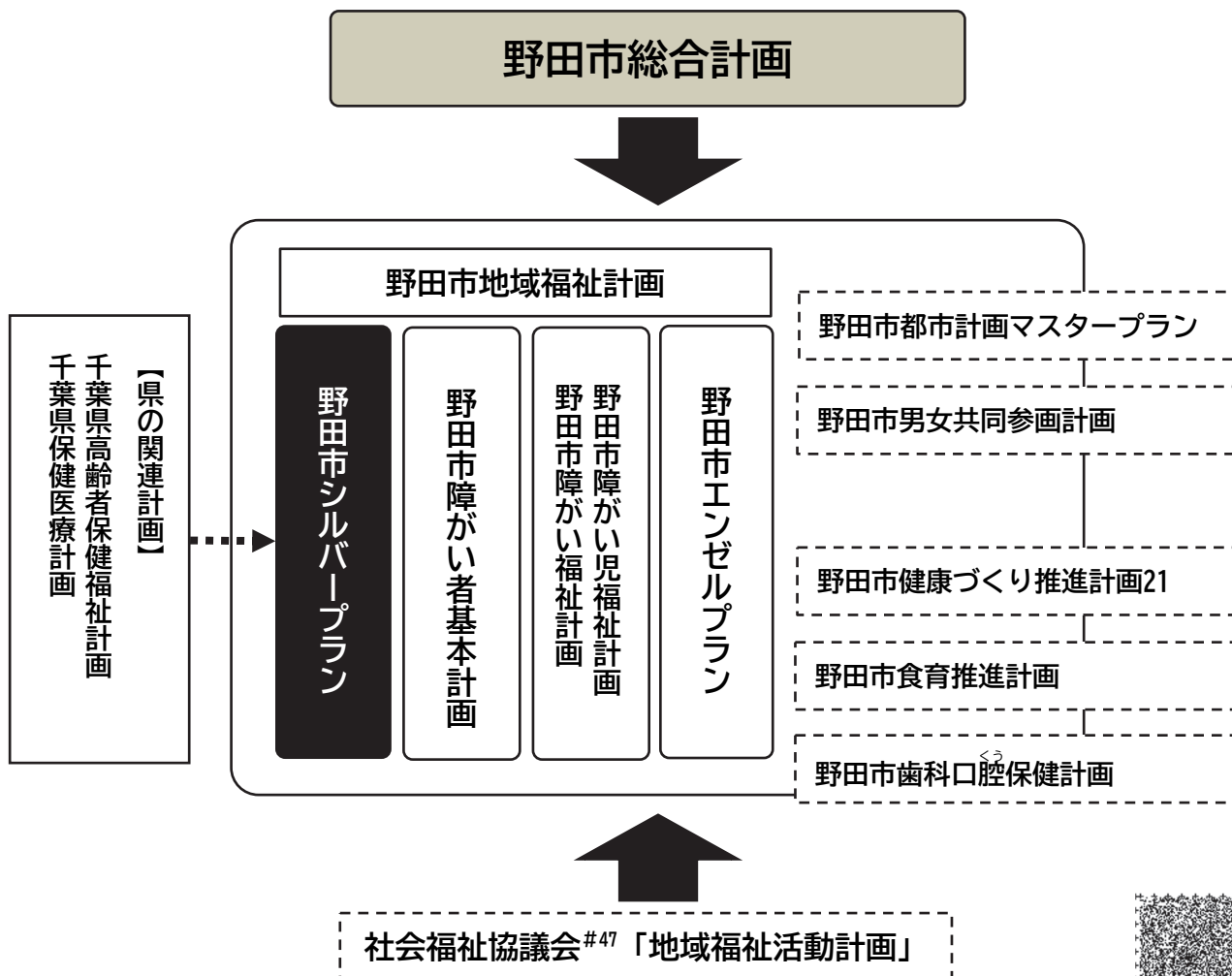
第117条 市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

9 市町村介護保険事業計画は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第5条第1項に規定する市町村計画との整合性の確保が図られたものでなければならない。

10 市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第4条の2第1項に規定する市町村高齢者居住安定確保計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

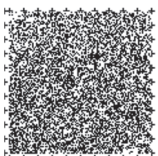
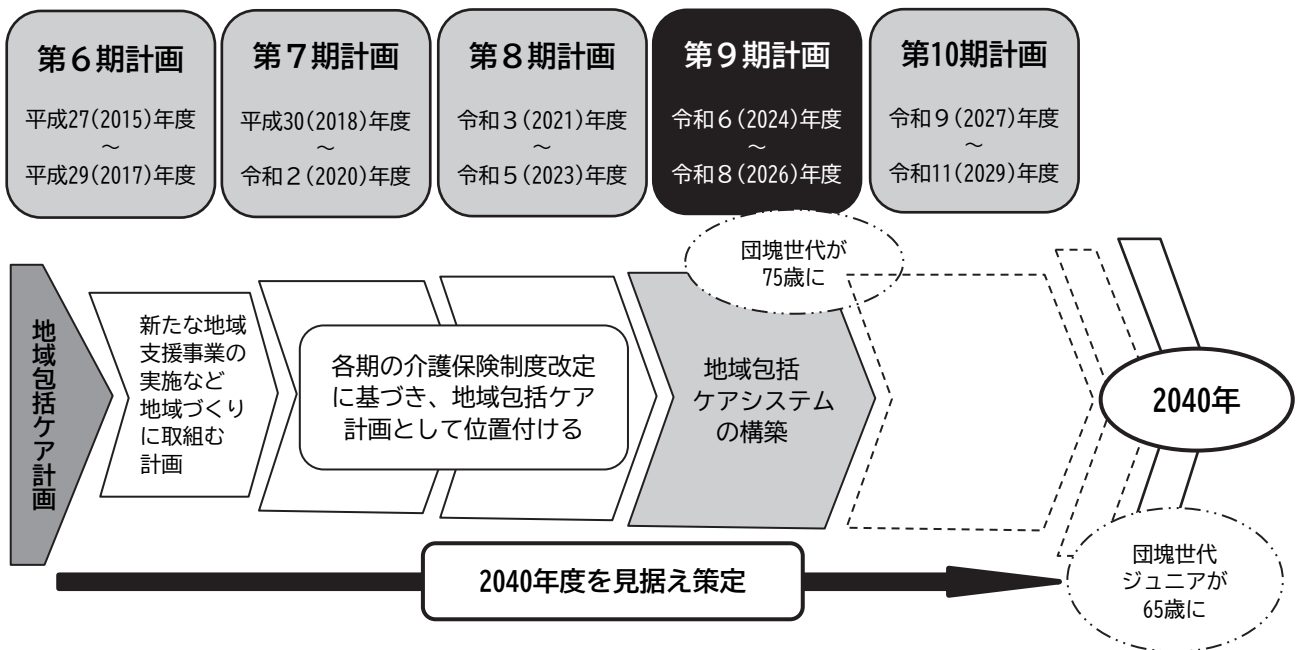
○本計画は「総合計画」を最上位計画とし、福祉施策に係る総合計画となる「野田市地域福祉計画」を本計画の上位計画に位置付けるとともに「野田市障がい者基本計画」、「野田市健康づくり推進計画21」等の既存の福祉関係計画との整合性にも十分配慮するものとしします。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とし、老人福祉計画（高齢者福祉計画）と介護保険事業計画を一体として策定します。

また、第9期計画期間中には、団塊の世代が全員75歳以上となる令和7（2025）年を迎え、さらに、高齢者人口がピークを迎える令和22（2040）年を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれていることを見据え、地域包括ケアシステムの深化・推進と持続可能なサービス基盤、人的整備の推進など、中長期的な視野に立った施策の展開が必要となります。



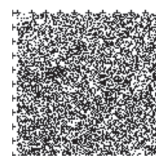
4 計画の策定体制

(1) 野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会

第9期野田市シルバープランを策定するに当たり、市民の意見や提言等を反映させた内容とするため、これまでの計画（第1期から第8期まで）と同様、計画の基本的な考え方や内容等について「野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会」において審議・検討しました。

野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会

回数	開催日	開催場所	審議内容等
1	令和5年 8月23日(水)	市役所	<ul style="list-style-type: none"> ○第9期野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画（野田市シルバープラン）の策定について(諮問) ○第9期野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画（野田市シルバープラン）の策定について <ul style="list-style-type: none"> ①介護保険法等の改定について ②第9期介護保険事業計画に関する基本指針について ③第9期野田市シルバープラン策定に係る各種調査の結果について ④第9期野田市シルバープラン策定に係る基礎的数値に関する考え方について ⑤現状把握及び課題について
2	令和5年 10月4日(水)	市役所	<ul style="list-style-type: none"> ○第9期野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画の策定について <ul style="list-style-type: none"> ①第9期野田市シルバープランにおける課題の抽出について ②第9期野田市シルバープランの骨子案について ③介護予防・日常生活支援総合事業の多様なサービスの必要性について
3	令和5年 11月15日(水)	市役所	<ul style="list-style-type: none"> ○第9期野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画の策定について（素案）
4	令和6年 1月24日(水)	市役所	<ul style="list-style-type: none"> ○第9期野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画の策定について <ul style="list-style-type: none"> ①パブリック・コメント手続の結果について ②介護保険料の設定について
5	令和6年 2月14日(水)	市役所	<ul style="list-style-type: none"> ○第9期野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画（案）の承認について ○第9期野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画の策定について（答申）



(2) 住民意見の反映

介護保険法では、「市町村は介護保険事業計画を策定する場合、あらかじめ被保険者の意見等を反映するための必要な措置を講じること」とされています。

野田市では、被保険者代表として自治会連合会やいきいきクラブ連合会の代表者及び公募市民を野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会委員に選任するなど、市民の参加を得ながら、第9期野田市シルバープランの策定を進めています。

さらに、より多くの意見を第9期野田市シルバープランに反映させるため、各種調査の実施や「第9期野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画（野田市シルバープラン）（素案）」について、パブリック・コメント手続を実施し、幅広く市民からの意見も取り入れました。

